

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更）【3】」
2. 日 時 : 令和4年6月24日 13時30分～14時16分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
関企画調査官◎、西内安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他18名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力の川内原子力川内原子力発電所の保安規定変更認可申請の緊急時対策所に係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それでは最初にまず九州電力の方から説明をお願いします。
0:00:19	はい。九州電力の井上です。先日6月9日に審査会合していただきまして、その時に、
0:00:27	いただきましたコメントに対してももちろん弊社における対応方針をまずご説明させていただきたいと思います。
0:00:35	ご準備してまず資料補足説明資料の不足説明資料7ということで、今回新たに追加しております、右下ページ156ページをお願いいたします。
0:00:46	その他補足事項についてとありますが、1ページめくっていただいて157ページです。
0:00:51	変更認可補正申請の方向性についてということで、読み上げますと、保安規定変更認可申請時は、本規則における施行期日において緊急対策所指揮者と、
0:01:03	代替緊急時対策所の接続に伴う変更に係る規定については、
0:01:08	緊急時対策所カック指揮所と代替緊急時対策所の接続に関わる使用内閣に終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例によるとしておりました。
0:01:18	審査会合におきまして、この代替緊急時対策所というものはもう緊急時対策所指揮所機能が移行して、機能自体が配置されていること。
0:01:28	また設計及び工事計画認可においては、緊急時対策棟カック休憩所へ名称が変更されていることから、記載の見直しを検討してくださいということをお願いしております。
0:01:41	このため、申請書及び本補足説明資料中におきまして、代替緊急時対策所と記載する箇所につきましては、緊急時対策棟、括弧休憩所に記載を改めた上で、
0:01:54	補正申請を行っていきたいと思っております。
0:01:57	代替緊急時対策所のところに※を振っておりますけども、従前に運用していた代替緊急時対策所、こちらを示す場合を除くということで、例えば
0:02:09	右下142ページをご覧くださいますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	大戸さんの方のまたということになりますけども、また、従前に運用していた代替緊急時に対しにおいてもシール部は有していないがと。
0:02:25	言ったようなですね、従前に運用していた、代替緊急時対策所というものを指すところにつきましては、このままの表現のまま、
0:02:33	にとどめたいというふうに考えております。
0:02:36	弊社のご説明以上になります。
0:02:41	はい。規制庁西内です。それでは規制庁の方から何か確認事項ありますか。
0:02:49	原子力規制庁の仲野です。補足の方針について説明いただきましたけれどもそちらについて説明質問させていただければと思います。
0:02:57	まずですね今回の補足の方針で述べている内容についてなんですけれども、
0:03:06	緊急時対策、
0:03:08	そう。
0:03:09	大体緊急対策所を緊急時対策所カッコ指揮所に書き換えるっていうところについては承知いたしました。で、ここでなんですけれども、今、緊急時対策所カッコ指揮所と、
0:03:21	代替緊急時対策所の接続に伴うところの部分なんですけども変更後については緊急時対策所カッコ指揮所と、緊急時、
0:03:33	緊急時、
0:03:35	ごめんなさい。
0:03:42	そうそうお待ちください。
0:03:52	失礼しました。今回の変更部分なんですけれども、緊急対策。
0:03:58	小、格式所と緊急時対策と緊急時対策所、代替緊急時対策所の接続に伴うところの文言の変更後の文言は、
0:04:09	緊急時対策所カッコ指揮所と緊急時対策棟かっこ休憩所の接続に伴うというふうに変更するっていう考え。
0:04:17	いう理解でよろしいでしょうか。
0:04:21	はい。九州地区の井上です。申請書におきましては変更の理由、または施行期日というところに、緊急時対策所カッコ指揮所と代替緊急時対策所の接続に伴う表現をしておりますので、
0:04:34	こちらについては、先ほど仲野さんがおっしゃったように緊急時対策所カッコ指揮所と緊急時対策棟かっこ休憩所の接続に伴うという表現に変更しようというふうに考えております。以上です。
0:04:49	原子力規制庁の仲野です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	そうしますとちょっとそちらの変更内容になるとですね一部引っかかるところがありまして、
0:05:00	前回の申請の時にですね、緊急時対策所であったりと金種 90 対策等の定義について、申請の中に記載があったと思うんですけども、
0:05:12	その中で考えますと、緊急時対策所、
0:05:16	カッコ指揮所というものは緊急時対策機能を有するエリアの話になりまして、片や、緊急時対策棟確保休憩所というところについては、その建物自体の名称を指す言葉になっておりますので、
0:05:30	エリアと建物の名称建物自体を接続するというのは、と並びとしては、自然になるのではないかなというふうに考えているところです。
0:05:40	こちらについて考えを聞いてもよろしいでしょうか。
0:05:45	九州電力の井上です。少々お待ちください。
0:06:56	九州電力の井上です。仲野さんがおっしゃったことは理解しました。緊急時対策所を機能を有するところが今でいう緊急時対策所、カッコ指揮所という、
0:07:09	呼んでるものに対して、接続先は、緊急時対策棟各休憩所という建物だから、そこが繋がるっていうのは違和感があるということで理解しました。
0:07:20	であればですけども緊急時対策所指揮所としているところを緊急時対策棟、かっこ宿所
0:07:28	等の緊急対策棟休憩。
0:07:30	しようすればよろしいかとは考えるものの都度、発電所とも相談した上で、また回答させていただいてもよろしいでしょうか。
0:07:39	原子力規制庁の仲です。承知いたしました。あと続けてなんですけれども、今回の申請の理由のところなんです、今回の申請の目的自体の話っていうのは、
0:07:52	緊対と接続すること自体が目的ではなくて、新しく緊急時対策所確保緊急時対策棟内というものの運用を開始するというのが目的であるというふうに考えているんですけども、
0:08:06	そちらについても、変更の理由の部分に追記していただくという方が説明性観点からは
0:08:15	いいのではないかなというふうに考えておりますけれどもそ、こちらについてもお考えをお聞かせください。
0:08:24	九州電力の井上です。前回緊急対策所指揮所を設置したときも、間瀬設置及び機能の移行に伴う変更ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:35	補正をさせていただきました。
0:08:38	今回物理的に接続するっていうのを理由にしておりますけれども、おっしゃるように、
0:08:44	緊急時対策所、括弧緊急時対策棟内の運用に伴う変更というような表現を追記した方がよろしいかと思っておりますので、記載の追加について検討したいと思っております。以上です。
0:08:59	原子力規制庁の仲野です。承知しました。よろしくお願いいたします。
0:09:06	規制庁西内ですけど。
0:09:09	変更の
0:09:12	変更というか会合の話を読まえた内容についてはこれくらいですかね。
0:09:17	はい。
0:09:18	ちょっと九州電力の方で検討いただいて、改めてご説明いただくかもしくはもう直接補正いただくお任せしますが、はい。対応をお願いします。
0:09:29	江藤、今日あとほかに確認事項はこちらからありますか。
0:09:38	原子力規制庁の仲野です。続けてなんですけれども今回の補正にかかわらない内容についての事実確認をさせていただければと思います。
0:09:46	等ですね。
0:09:50	内容についてなんですけれども、今回の申請ですと、保安規定の添付2の関係なんですけれども、
0:09:59	火山影響発生時、恒設Ⅱの関係の手順のところ、
0:10:07	必要な数の要員をショウジュに収容する等の緊急対策本部としての機能を維持するために換気空調系の停止及び機器居住性確保に、
0:10:15	必要な扉の開放を確認することにより、居住性の
0:10:19	確保するっていうふうに記載が、
0:10:23	あるところなんですけれども、
0:10:26	先行のですね指揮所の設置の補足説明資料の中には、換気設備の停止と、あと必要な扉の一時開放について説明がされておまして、
0:10:39	今回の休憩所の接続に伴ったエリアが拡充されると思うんですけれども、そちらについて、今回の扉の開放であったりとか、換気空調系の提案、
0:10:50	換気設備の停止であったりとかっていうものの、運用について変更が生じないのかっていうところを確認させてください。
0:11:00	技術部井上所長お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:22	あ、すみません九州電力のテラタです。今の質問なんですけど今回ですね休憩所との間で扉が増えております。ですので休憩所の扉の操作はないのですが、
0:11:34	確認の方は、実施する予定ですそちらについては下部規定のほうに、Headを規定して定めていくというような形になります。環境条件の停止はもうそこは特に、
0:11:45	通常関係市なんていうんですか。
0:11:49	全体を、もともとの操作で止めてしまえば、あの関係は止まっていますので、追加の操作は特にありません。
0:11:54	以上になります。
0:11:58	原子力規制庁の中野です。先ほど説明いただいた扉の開の確認なんですけれども、衛藤。
0:12:06	今までの申請資料とかで、どこの扉を開けるとかっていうものって説明されてますでしょうか。
0:12:16	また
0:12:20	すみません九州電力のテラタですけども、敷地側の購入のとき、補足説明資料の時には、記載があったんですけども、今回のその連絡通路に関してこの扉を、
0:12:32	の改革に実施しますというのは現状、ずっとカドヤし、示していない状況になります。以上です。
0:12:41	原子力規制庁の仲野です。そうしますと前回申請の補足説明資料の中にも説明があるという理解でよろしいですかね。
0:12:49	はいそういう理解になります。
0:12:56	少々お待ちいただいてよろしいですか。
0:13:39	原子力規制庁の仲野です。そうしましたら今回今説明いただいた部分の内容についても説明資料として拡充していただきたいと思っておりますと、あとですね、
0:13:50	今回、運用の変更の部分について、設備に関する運用の変更については今回の補足説明資料の添付の6 だったりとかってあるので記載していただいているんですけども、
0:14:03	設備の変更に伴わないものについて先ほど私の方から確認させていただいたようなものについても、こういったものがあるのであれば、説明をしていただきたいと思っておりますので、そういった類のものもですね、説明資料に書く。
0:14:18	受容していただきたいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	よろしいでしょうか。
0:14:25	はい。九州電力のテラタです少々お待ちください。
0:14:46	九州電力の寺田ですご理解し、理解させていただきましたので資料に反映させていただきます。以上です。
0:14:53	原子力規制庁の中野です。承知いたしました。あとですねちょっと先ほど、一緒に聞けばよかったんですが、
0:15:00	金先ほどの火山のときに扉の開放のときと同じなのかわかんないんですが、
0:15:08	緊対棟、緊急時対策所の立ち上げのときなんですが、そちらにでもずに、必要な扉の閉止を行うというふうに記載があるんですけども、
0:15:18	こちらについても先ほど説明いただいた扉と同一のものの開閉の
0:15:24	確認であったり操作をするっていうような認識で、理解でよろしいでしょうか。
0:15:31	九州電力のウエツハラです。立ち上げのときは同一の扉ではないですけども、バウンダリを構成する扉の閉確認が含まれますので、
0:15:41	連絡通路の枚数の扉っていうのを閉確認が、操作が増えます。以上です。
0:15:49	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。そちらにつきましても先ほどの話を同様に説明資料に入れていただければと思います。
0:16:00	九州電力ウエツハラです。はい。ご趣旨理解しましたので、資料に反映させていただきます。
0:16:13	はい。原子炉規制庁の中根ですよろしく願いいたします。
0:16:17	続けての項目に移りますけれども今までのところで
0:16:22	九州電力の方から何か質問等ありますでしょうか。
0:16:32	ヨシザキイノウエですこちらから特段ございません。
0:16:35	原子力規制庁の仲野です。はい。そうしまして次の項目に移らせていただきたいと思います。次なんですけれども、今回の緊対棟の休憩所、
0:16:48	の接続に伴って、もともと、
0:16:52	指揮所側の多目的エリアが休憩室増進運用されていたと思うんですけども、緊対棟内の
0:17:00	休憩、緊対棟の
0:17:05	緊対等の休憩所の運用開始に伴って、休憩所を多目的エリアから緊対棟に変更すると思いますけれども、そちらの運用の変更について、
0:17:15	どういった運用が変更になるのかっていうものを説明をしてください。
0:17:24	九州電力井上です。少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:39	すいません九州電力のヒラカタです。
0:18:42	休憩室、休憩室の方がすることで、運用の変更についてということでありましたけれども、まず1点目につきましては、
0:18:51	酸素濃度計であったりエリアモニターにつきましては、保管場所は
0:18:58	今、保管してる場所と変更はないんですが、一応取付場所ですね、使用場所に関しましては、
0:19:07	多目的ダンスの方から、休憩室の方で使用するといったような形で変更となります。
0:19:15	こちらが一つ目ですね。
0:19:17	二つ目につきましては、これまでの目的で、休憩するとしておりましたが、その休憩する場所が、休憩所に、休憩室の方に変更になるといったところが、変更点になります。以上です。
0:19:37	原子力規制庁の仲野です。今説明いただきました酸素濃度計とか二酸化炭素濃度計の設置場所については承知いたしました。
0:19:47	当休憩場所についても多目的エリアから休憩所が変わるということで本来の目的のところの、そのままの通りなのかなというふうには理解しました。
0:19:59	そうですね、ほかの点については運用の変更等はないという理解でもよろしいでしょうか。
0:20:14	九州電力井上です少々お待ちください。
0:21:11	kgfイノウエです。3、運用の変更としては特段ございません。以上です。
0:21:20	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。そうしましたら逆になんですけれども、休憩室として使わなくなった多目的エリア、
0:21:30	について、こちらの運用方法については変更が何かあるんじゃないかなというふうを考えているんですけれども、多目的エリアの運用についても伺いしてもよろしいでしょうか。
0:21:45	岸田ーイノウエです少々お待ちください。
0:22:47	九州の井上です。現状、多目的エリアにおいては、出入り管理であったりとか、いろんな用途で
0:22:55	使っているところになります。そこに休憩場所として、兼用はしてましたけれども今回休憩所としては、休憩室に機能といいますか。
0:23:07	休憩する場所としては移行します。
0:23:10	多目的エリアについてはですねその休憩場所っていうのは、正規の場所に移っただけになりますので、
0:23:17	費用の目的といいますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:20	用途としてはこれまでと変わらないというふうに考えております。以上です。
0:23:27	原子力規制庁の仲野です。今の説明、理解いたしました。ですね休憩所に関してなんですけれどもあともう1点確認させていただきたいんですけれども、
0:23:38	確か休憩し、緊対等の休憩所の方で、例えば通路の関係で
0:23:48	通路のシール部の破損があったりとかして休憩所が使えなくなった場合については、緊対等の休憩場を使わずに、
0:24:00	式場側にある多目的エリアのところを再度休憩室として年をするというふうな内容、運用になってたかと思うんですけれども、
0:24:11	そちらについて例えば連絡通路ろうについて、
0:24:17	扉を再度設置するっていうふうな運用だったと思うんですけれども、そちらの
0:24:23	再度扉を設置して、
0:24:27	休憩所側を使わないっていうような、その運用だったりとかっていうの。
0:24:32	を行うために扉っていうのを保管してあると思うんですけれども、そちらの保管についてもお伺いしてもよろしいでしょうか。
0:24:46	内海君の上で少しお待ちください。
0:25:47	九州電力の木場です。
0:25:50	シールの交換時の扉店、シールの交換時に再度設置する、気密扉についてなんですけれども基本的には、
0:25:58	屋内、例えば、
0:26:01	指揮所の地下階ですとかそういったような、
0:26:05	ふうに、もちろんふうに探されないようなところに保管することでも考えてございます。で、
0:26:12	改めて設置をして、交換をする前には、気密試験をして、
0:26:17	指揮所側の機密を担保することを考えておりますのでそういった気密を担保できるものような状態にしておくか、そういったようなものを準備する方向で考えてございます。以上です。
0:26:31	原子力規制庁の仲野です。理解いたしました。ちなみになんですけれども今お話いただいたような内容っていうのは下下部規定だったり下位文章の方に規定をされていくというような理解でよろしいでしょうか。
0:26:47	九州電力の小疇と少々お待ちください。
0:27:19	下部規定にその辺九州電力の工場です。下部規定については、その件、シール交換前について、気密試験を行って指揮所側の秘密を担保

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	するといったような形で、株券には記載をする方向で考えてございます。以上です。
0:27:40	原子力規制庁の中野です。藤。そうしましたら先ほどご説明のあったような気密扉の保管場所だったりとかっていうものまでは
0:27:50	下部規定には記載をされないっていう考えっていうことで理解すればよろしいでしょうか。
0:28:03	便利の上でちょっとお待ちください。
0:28:31	九州電力の木場です。はい。下部規定にその扉の保管方法等までは記載するものではないと考えております。以上です。
0:28:42	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。小相馬知いただいてもよろしいでしょうか。
0:32:46	お待たせしました原子力規制庁の仲野です。先ほど説明で理解いたしました。それでなんですけれども先ほどですね休憩室。
0:32:56	の場所の意向についての関係で説明させていただいた。
0:33:02	休憩所に酸素濃度計の設置場所の変更であったりとか、また要員が休憩する場所の変更、あとはですね多目的エリアのところでは本来の目的、
0:33:15	自体は休憩室休憩所に移すけれども休憩機能というものは、維持する考えだっというところについてもですね、その説明がわかるように、資料の中に落とし込んでいただければと考えております。
0:33:30	よろしいでしょうか。
0:33:33	広井井上です理解しました了解ですありがとうございます。
0:33:47	衛藤規制庁の西内ですけど。
0:33:49	ちょっと今のやりとりの観点でちょっとだけ聞きたいんですけど、あれは多目的の多目的エリアの方にも休憩機能は残しつつ、休憩室の方に休憩機能もあるよっていう状態でよかったんですね。
0:34:06	九州電力のヒラカタです。ご認識の通りです。規制庁西内です。了解しましたので、ちょっとお聞きしたかったのがですね、
0:34:15	私加古金するときにも少し話をした記憶はあるんですけど、運用にかかることなので今回の審査書の中で明確に書いといてもらえばいいかなと思うんですけど。
0:34:24	これは確か設置許可の時にも審査会合とかでここら辺のやりとり確かした、していた記憶があつてですね。
0:34:32	衛藤。
0:34:34	いわゆる、
0:34:37	休憩する場所が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:41	多目的エリアの方から、休憩室の方に移って、物理的に遠くなるじゃないですか。
0:34:48	そういう意味合いでは
0:34:51	その連携ってどうするんですかみたいなやりとりを確かしてたと思うんですよね。
0:34:57	で、
0:34:57	そんな時には確か通信連絡設備を置きますみたいな回答を確か許可時点ではしていた考えがあったように思うんですけど、一方で許可時点ではもう一つ、休憩する機能をしっかり確保する。
0:35:10	ということを、も設計でやろうとしていて、詳細設計の公認に行った時にその両者がぶつかって、結果的にはその後者の方を優先して通信連絡設備を置かないっていう方の設計にしたと記憶はしてるんですけど、
0:35:24	実際に
0:35:26	じゃあこの休憩室の運用に当たったときにですね、そういう連携って具体的にどう考えてるんでしたっけ。
0:35:33	いわゆる通信連絡機能とか持たないでいい。
0:35:36	行くみたい休憩しに行くみたいなイメージなのかなと思ったんですけど。
0:35:40	ちょっとその絡みで今前提として多目的エリアに休憩室残すって言ったので、いわゆるそのちょっとした休憩とかは、多目的エリアとかで行ってすぐにまた復帰できる何かあったらすぐに戻れるような状態にしておいて、
0:35:55	休憩室の方についてはいわゆる本格的に休憩する方も睡眠とかですね、もうそういうようなものとして使うとかそういう使い分けを考えてるんですかね。ちょっとそこら辺の考え方を
0:36:06	今日もし説明できるのでご説明いただければと思うんですけど。今日説明できなければちゃんと紙に起こしてまずは提出いただければと思うんですけどもお願いしてよろしいですか。
0:36:23	九州電力のヒラカタです。今、看護師関係につきましては資料に反映して、また後日、ご説明させていただきます。
0:36:33	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。何か自分が言ったような運用の仕方、
0:36:40	のイメージだったら、何かすごい、
0:36:43	要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:44	緊急機能の要員の連携的な意味合いでも特に問題はないし、かつしっかり休憩機能も確保できるっていう運用なのかなあという気はしましたけどちょっとそこら辺がわかるものを、提出いただければと思います。
0:36:58	というのがまず1点目であともう1点だけちょっと確認したかったのがですね。
0:37:02	さっきのやりとりの中で、野間シール部が資料を取りかえるときに、どういう手順でやりますかっていう話をしたと思うんですけど。
0:37:11	これまずそもそもとして、
0:37:14	何らか、機能喪失することを想定しているシール部何でしたっけ。
0:37:20	環境条件とかも含めてしっかり確認をしている位置付けと思ってよかったんですね。
0:37:29	九州電力福岡ですはいそのご認識で結構です。
0:37:32	はい。規制庁西内です。ありがとうございますその上で、
0:37:36	何等かの何か、
0:37:40	何らかの原因で万が一機能喪失はこういう対応をしますよみたいな位置付けの説明だったと理解をしいですかね。
0:37:50	九州電力の向後ですはい。その通りです。規制庁西内です。了解しました。
0:37:57	了解しましたありがとうございます。あと最後にごめんさい1点だけなんですけど、
0:38:03	すいません2点と言いながら3点目申し訳ないんですけど、さっきおっしゃった連絡通路には扉の話ってこれも確か工認時に話をした記憶があったんですけど、これ具体的にいわゆる気密扉でよかったんでしたっけ。
0:38:17	九州電力の古川ですはいその通り気密扉となっております。規制庁西内です了解しました。
0:38:24	最後保安規定の心、これ保安規定の審査資料ですけど、
0:38:28	どこの扉あけると書けないとか、ここに扉があってその開状態確認するとか、そういう話を多分審査書にこれから起こしてもらおうと思うんですけど、その際に気密扉かどうかっていうのをちょっと明記しておいていただければと思います。
0:38:45	お願いしてよろしいですか。はい、了解いたしました。
0:38:49	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:38:53	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	こちらからの確認事項はもう以上でよろしいですか他に何かありますか。
0:39:10	はい。規制庁西内です。そしたら、
0:39:14	今日の確認事項はこれくらいですかね。
0:39:17	で、最初に仲野から発言してあったように、今回の補足説明資料の中で、
0:39:25	設備が変更になることに伴って、運用を変更されますっていう説明もされてるんですけど、一方で今の休憩所の話とか、扉の話とかも含めてですけど、
0:39:37	いわゆる設備が一部変わんない。
0:39:39	のに、けど、運用が変わるっていう部分はいくつかあると思うんですよね。そういった事故も漏れなく、実態はまずどう変わるのかっていう観点での説明は必要だと思っているので、
0:39:50	我々しっかり把握する必要があると思ってますので、その説明はもれなく、今日話をしたい事項以外にもあれば、しっかり資料に起こして説明をいただくようお願いをします。
0:40:01	というところでここまで文、
0:40:04	規制庁側から特段追加の確認事項ありませんので、九州電力の方から特段なければ、ホワイトボードっていう形で、今日の確認事項、
0:40:15	についてちょっと共通認識取れてるか確認をさせていただきたいんですけども。
0:40:20	九州電力何か全体としてありますか。
0:40:24	秋吉常務井上です。こちらから特段ございません。ホワイトボードについてもご準備しております。
0:40:31	以上です。
0:40:32	はい。規制庁西内です補イトウの確認をさせていただきたいんですけど、画面共有をするかそれが口頭で読み上げるかどちらでも結構ですけどお願いしていいですか。
0:40:43	はい、石田水野イノウエです。ホワイトボードにつきましてはちょっと読み上げで対応させていただきます。
0:40:49	今回、三つ、確認事項として残しております。1点目ですが、緊急時対策所指揮所と緊急対策等、急傾斜の接続という、
0:41:00	補正の内容であれば、エリアと建物を接続するような表現になっているので、適切な表現にし、検討することと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	あと、本申請の目的が接続というのが主目的ではなくて、休憩所の運用開始ってというのが、目的と考えるので申請の理由を適切な表現に、
0:41:21	見直すことというのが1点目です。
0:41:23	2点目ですが、先ほど西郷西井さん言っていたように、緊急対策と、休憩所の接続によって、
0:41:30	設備の変更はありませんが運用の変更があるものっていうのは補足説明資料中追加する。
0:41:37	ということ。これが2点目です。
0:41:39	3点目が、休憩室の運用開始にあたりまして、
0:41:44	可搬型のエリアモニターや、山荘の受けこちらの変更場所というのは、多目的エリアが変わらないものの、使用場所が休憩所に変更になるとか、
0:41:54	そういった変更もありますので、多目的エリアで休憩する運用が、休憩所で休憩する運用とどういった位置付けになるのか、そういったものも含めて、補足説明資料に追加することということで、
0:42:07	計3点と認識しておりますがいかがでしょうか。
0:42:19	原子炉規制庁の仲野です。ホワイトボードの確認ありがとうございました。そうしましたら最後になんですけども、今1名で確認いただいた、その申請書の中でですねこの部分を、
0:42:32	修正するのかっていうところの確認を採用させていただきたいと思うんですけども、
0:42:38	まだちょっと書きぶり自体は検討するというふうにお話いただいておりますので、申請書を資料の中でこの部分を変えますっていうのをちょっとページごとに、
0:42:49	説明いただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:42:56	石野イノウエです。申請書におきましては、本文中の絵に、変更の理由、3ポツ、施行期日、こういったところに代替緊急時対策所という言葉を出しておりますので、
0:43:10	これらを適切な表現に変更しようと思っております。
0:43:13	変更前後比較表につきましては備考欄に変更の理由を記載しておりますので、そのページを修正いたします。
0:43:23	あと付則のところ施行期日を記載してございましてこちらにも代替緊急時対策所という言葉を使用しておりますのでこのあたりも予定で修正しようというふうに思っております。以上です。
0:43:36	原子力規制庁の仲野です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:39	理解いたします。よろしくお願いいたします。
0:43:42	最後になんですけれども申請の提出のスケジュールの関係なんですが、
0:43:51	今回の申請の認可の規模が7月中っていうふうにお話いただいたと思うんですけどそれを踏まえるとですね、6月の末日か7月の頭ぐらい補正の
0:44:05	申請をいただきたいというふうにご考えておきまして、そういったスケジュール感での提出っていうのは問題ないか確認させていただければと思います。
0:44:18	九州電力の井上です。
0:44:20	早めに補正はしたいと思っておりますが補足説明資料の充実等も踏まえますと、7月上旬、4日の週の早いうちに、
0:44:30	申請をしたいというふうには考えておるところです。以上です。
0:44:38	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。よろしくお願いいたします。
0:44:46	はい。衛藤規制庁西内です。
0:44:49	衛藤最後スケジュールの中の方から発言ありましたけど、全体通す。では先にちょっとすいません1点だけホワイトボードのお話ですけど、
0:44:58	ちょっと真似のための確認ですけど、2点目と3点目のホワイトボードって、
0:45:04	あんまり何て言うんですかね。
0:45:06	多分2、2点目の趣旨がまずあって、その具体的な内容として3点目とかの確認事項があっっていうような関係性だと思うんですけど。
0:45:15	その3点目の、じゃあ具体的っていう部分は、またそのだけとかの話もありましたけど他には火山影響発生時の扉の、
0:45:23	扉の開放状態の確認とか換気空調設備の停止とかの、手順の変わる部分変わんない部分とか、
0:45:31	あとほかに最後私がお伝えしたような実際のその休憩室と多目的エリアその休憩機能の運用の仕方とか、これは許可のときに議論も少しあったと思いますのでそういう話も踏まえて、
0:45:43	整理をいただいて審査書に充実いただくということをお願いしたと思いますけどもそこら辺は大丈夫ですかね、共通理解で。
0:45:51	はい90M井上です確認事項2項目目3項目目につきましてはほぼほぼ類似した形になっておりますので、設備面が変わるものではないけれども運用として変更となるもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:04	これらをトータル的に記載していこうと思います。以上です。
0:46:09	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:46:12	全体通して規制庁側から何かありますか。よろしいですか。はい。
0:46:18	九州電力の全体通して何かありますかよろしいですか。
0:46:22	はい、吉崎井上です。こちらから特段ございません。
0:46:25	はい。規制庁西内ですありがとうございますそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
0:46:33	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。